

佐久広域連合告示第4号

令和4年佐久広域連合議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和4年9月12日

佐久広域連合

広域連合長 柳 田 清 二

1 期 日 令和4年9月30日（金）午後1時30分

2 場 所 佐久広域連合議場（講堂）

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	清 水 喜久男	2番	田 邊 久 夫
3番	土 屋 利 江	4番	柳 澤 潔
5番	吉 川 友 子	6番	市 川 稔 宣
7番	神 津 正	8番	内 藤 祐 子
9番	三 石 義 文	10番	有 坂 辰 六
11番	渡 邊 光	12番	菊 池 今朝造
13番	中 田 征 洋	14番	高見澤 一 好
15番	石 井 正 行	16番	出 浦 修 身
17番	土 屋 好 生	18番	遠 山 隆 雄
19番	五 味 高 明	20番	荻 原 謙 一
21番	田 中 三 江	22番	今 井 英 昭

不応招議員（なし）

令和4年佐久広域連合議会第3回定例会

令和4年9月30日（金曜日）

議事日程（第4号）

開会宣告

諸般の報告

第 1 会議録署名議員指名

第 2 会期決定

第 3 議案上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

議案第12号 令和3年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 令和3年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

議案第14号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について

議案第15号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第16号 令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）について

議案第17号 令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算（第1号）について

議案第18号 令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について

議案第19号 令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）について

第 4 一般質問

第 5 議案質疑

第 6 議案委員会付託

（休憩）

第 7 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

第 8 閉会宣告

出席議員（22名）

1番	清水喜久男	2番	田邊久夫
3番	土屋利江	4番	柳澤潔
5番	吉川友子	6番	市川稔宣
7番	神津正	8番	内藤祐子
9番	三石義文	10番	有坂辰六
11番	渡邊光	12番	菊池今朝造
13番	中田征洋	14番	高見澤一好
15番	石井正行	16番	出浦修身
17番	土屋好生	18番	遠山隆雄
19番	五味高明	20番	荻原謙一
21番	田中三江	22番	今井英昭

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

広域連合長 (佐久市長)	柳田清二	代表 副広域連合長 (小諸市長)	小泉俊博
代表 副広域連合長 (南牧村長)	大村公之助	代表 副広域連合長 (御代田町長)	小園拓志
副広域連合長 (小海町長)	黒澤弘	副広域連合長 (川上村長)	由井明彦
副広域連合長 (南相木村長)	中島則保	副広域連合長 (北相木村長)	井出利秋
副広域連合長 (佐久穂町長)	佐々木勝	副広域連合長 (軽井沢町副町長)	柳澤宏
副広域連合長 (立科町長)	両角正芳	監査委員	柳澤治
会計管理者	上野幸一	事務局長	中澤幸二
消防長	小林透	消防次長	柳澤正憲
総務課長	金井靖	警防課長	堤光雄
指揮課長	山本博樹	通信指令課長	佐藤智英
福祉課長	菊原秀浩	成年後見支援センター・ 障害者相談支援センター所長	依田徳光
清和寮寮長	木次洋史	豊昇園所長	相澤昇

議会事務局

事務局次長	塩川秀治	庶務係長	志摩祐喜
-------	------	------	------

◎開会宣告

(午後 1時32分)

○議長(柳澤 潔) それでは、これより令和4年佐久広域連合議会第3回定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は22名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、クールビズでの期間中でございますので、暑いようでしたら会議中、上着を脱ぐこと及び熱中症対策として、登壇者はマスクを外すことを許可します。

発言終了後、職員が演台等の消毒を行うことも許可します。

例月出納検査結果報告書が提出され、お手元に配付してありますので、ご覧願います。

本会議傍聴のため申込みがあった際には、これを許可してあります。

また、報道機関及び広報取材のための申込みがあった際には、これを許可してありますので、ご承知願います。

◎諸般の報告

○議長(柳澤 潔) 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。

本件につきましては、印刷してお手元にご配付いたしてありますので、ご覧願うことにして、朗読は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(柳澤 潔) ご異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(柳澤 潔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、内藤祐子議員、10番、有坂辰六議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(柳澤 潔) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、8月24日に議会運営委員会が開かれ、ご協議願っておりますので、その結果を委員長からご報告願います。

議会運営委員会、三石委員長。

〔議会運営委員会 三石義文登壇〕

○9番（三石義文） 議会運営委員長の三石義文です。議会運営委員会の報告をいたします。

去る8月24日、佐久広域連合議会第3回定例会の会期及び日程等について、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に提出されます議案は、決算認定4件、予算案4件の計8件であります。一般質問の通告者は、内藤議員1名であります。また、議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

会期につきましては、本日1日間といたしますので、よろしく願いいたします。

なお、一般質問の質問時間につきましては、議会先例により60分となっておりますが、今回に限り40分と決定いたしました。

以上、議会運営委員会の結果について、ご報告いたしました。

○議長（柳澤 潔） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案の上程

○議長（柳澤 潔） 日程第3、議案の上程を行います。

連合長から、決算認定4件、予算案4件の計8件が提出されております。

議案第12号から議案第19号までを一括上程いたします。

議案の件名につきましては、お手元にご配付いたしました議事日程表に記載してあるとおりであります。

次に、連合長から招集挨拶、並びに議案の総括説明を求めます。

柳田連合長。

〔広域連合長 柳田清二登壇〕

○連合長（柳田清二） 皆さん、こんにちは。招集のご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和4年佐久広域連合議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご参集いただき議会が開会できましたことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の総括説明を申し上げます前に、佐久広域連合を取り巻く最近の情勢等につきまして、3点皆様にご報告申し上げます。

1点目といたしまして、来年5月に広島市で開催されます先進7カ国首脳会議、G7サミットに先立ちまして、外相会合が軽井沢町で開かれることが8月30日、決定したことについて申し上げます。

昨年、阿部長野県知事と藤巻軽井沢町長が共同で記者会見を開かれました。関係閣僚会合の誘致を目指すことを表明されたことを受けまして、12月の定例会での招集挨拶の中で、誘致実現に向けて地域全体で機運が盛り上げられるよう、議員の皆様にもご支援、ご協力をお願い申し上げたところでございます。

長野県と軽井沢町では、環境分野を軸に関係閣僚会議の開催を要望していたわけですが、警備体制の面や、多くの国際会議が開催されていることなどが高く評価されまして、外相会合の開催が決定いたしました。

日程に関しましては、4月16日から18日とすることが先日に明らかにされたところでございます。林芳正外務大臣も、「豊かな自然の中で国際社会の喫緊の課題について率直な議論をするのにふさわしい」と述べていらっしゃる通り、ロシアのウクライナ侵攻や、中国の軍備拡張の緊迫化する国際情勢など、重要性が高まっている議論が行われるには、まさにふさわしい場所と考えているところでございます。

今後は受入れ準備を進めるため、地元の官民連携組織「町民会議」が、来月下旬には発足する予定となっておりますので、佐久広域連合といたしましても、長野県や軽井沢町と連携を密にし、しっかりとおもてなしを行った上で、佐久地域の特産品などの魅力を世界に向けてPRし、地域経済の活性化へつなげていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

2点目といたしまして、令和3年3月31日をもって閉場となりました、佐久広域食肉流通センター敷地の財産処分について、売却手続並びに今後の予定につきましてご報告を申し上げます。

前回、6月定例会での招集挨拶でもご報告させていただきましたが、その後の手続といたしまして、7月12日には第1回の評価審査委員会が開催されまして、実施要領等の審査を行っていただきました。

8月1日にはプロポーザルの公告を行い、参加申込書の配布及び現地確認や質問の受付を随時行い、参加申込書提出期限の8月22日で3社から申し込みをいただきました。事業提案書の提出期限である9月12～16日までの間で、1社が辞退されたことから、2社から事業提案書の提出をいただいたところです。

今後の予定でございますが、10月上旬に事業提案書を提出された業者からのプレゼンテーションやヒアリングを行い、買受候補者を決定いたしてまいります。10月中旬には仮契約を締結し、12月の第4回定例会の決議を経て、本契約となります。

令和5年1月下旬には、売買代金の納付を確認後、所有権移転・引渡しの予定で進めてまいります。

3点目といたしまして、消防関係について、救急出動の現況について申し上げます。

救急出動の件数につきましては、昨今の高齢化の進展によりまして増加が見られており、新型コロナウイルス感染症第7波の急拡大や猛暑による熱中症の影響により、増加に拍車をかけた状況で

ございました。

7月、8月の2か月間の状況を申し上げますと、前年比314件の増であり、1日平均5件多く出動しています。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染を疑って搬送した事案は、8月一月で225件の出動があり、令和2年に佐久圏域でコロナ感染が確認されてからの出動件数累計727件の30%に当たります。

熱中症・傷病者及び疑いのある搬送につきましても、9月25日現在123件であり、令和3年1年間で52件の2倍以上となっております。

この中には特異事案として、高等学校の体育祭が開催のさなか、同一校で20人の多数傷病者が発生した事案がございました。

救急出動の全体の件数は、昨年令和3年の1年間で1万343件、本年令和4年9月25日現在では、8,379件、昨年の同時期に比べますと、既に800件多く、通年では大幅に増加することが見込まれます。

また、件数の増加に加え、医療の逼迫状況から、救急要請先において、搬送先の病院選定に係る現場滞在時間が長引く傾向が見られ、隊員は苦慮しているところでございます。

しかしながら、安定的かつ持続的な救急業務の提供が責務でありますので、引き続き感染防止対策を徹底し、医療機関と連携を図りながら業務を行ってまいります。

以上、佐久広域連合を取り巻く最近の情勢等について、3点ご報告を申し上げさせていただきます。

続きまして、議案の総括説明を申し上げます。

本日、定例会に提案いたしました議案は、決算認定4件、予算案4件の合わせて8件です。

初めに、決算認定について申し上げます。これは、令和3年度佐久広域連合一般会計及び3つの特別会計の決算につきまして、それぞれ監査委員の意見を付して報告し、議会の認定をお願いするものでございます。

続いて、予算案についてご説明を申し上げます。

議案第16号 令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1,178万6,000円を増額し、総額を7億3,578万6,000円としようとするものであります。

議案第17号 令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ23万7,000円を増額し、総額を22億5,423万7,000円としようとするものでございます。

議案第18号 令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ7万8,000円を増額し、総額を5億7,107万8,000円としようとするもの

でございます。

議案第19号 令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ8万3,000円を増額し、総額を2億3,008万3,000円としようとするものでございます。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長、消防長より説明をいたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げ、総括説明とさせていただきます。

○議長(柳澤 潔) ここで、軽井沢町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

柳澤副町長。

○副連合長代理(柳澤 宏) 議会開会中の貴重なお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

本来ですと、藤巻町長が参りましてご挨拶を申し上げるところでございますが、今日は県の町村会の役員の研修ということで、公務出張中でございます。私が代わりまして、副町長の柳澤がご挨拶を申し上げさせていただきますと思います。

G7会合の誘致につきましては、皆様方のご協力を得まして、軽井沢町に決定したということでございます。先ほど、柳田連合長の招集挨拶の中にもありましたけれども、皆様のおかげをもって、来年の4月に軽井沢町でG7の外相会合が開催される運びとなりました。

軽井沢町でも、明日、10月1日から町の観光経済課の中にG7の外相会合担当者2名を置くほか、官民の組織であります町民会議、そういったものを立ち上げまして、歓迎する準備でありますとか、諸事業につきまして、国、長野県、そしてまた佐久広域連合の皆さんと連携を密にしまして、しっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、会場周辺につきましては、交通規制等、様々な規制がかけられると思いますが、その辺のところにつきましても、佐久広域連合の皆さんの中にもご承知いただき、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はご苦労さまでございます。

◎議案第12号の説明

○議長(柳澤 潔) 次に、議案第12号の説明を求めます。

中澤事務局長。

[事務局長 中澤幸二登壇]

○事務局長(中澤幸二) それでは、議案第12号の説明を申し上げます前に、令和3年度の一般会計と3つの特別会計の総括につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元にご配付してあります議案つづりの決算説明書をお願いいたします。議案第15の後の決算説明書でございます。

そちらの1ページでございますが、1、総括の中の中段でございます総括表をご覧くださいと存じます。

佐久広域連合一般会計と3特別会計の決算総額は、予算現額38億3,709万9,000円に対しまして、歳入決算額は38億3,718万539円、歳出決算額は38億2,982万2,729円でございます。

その結果、歳入歳出差引額は735万7,810円をもって決算を終了いたしました。

それでは、議案第12号 令和3年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

同じく、決算説明書の2ページでございますが、2、一般会計上段の表をご覧くださいと存じます。

一般会計の予算現額7億6,954万5,000円に対し、歳入決算額は7億6,955万740円、歳出決算額は7億6,859万3,277円で、執行率は99.87%でございます。

この結果、歳入歳出差引額95万7,463円をもって決算を終了いたしました。

次に、3ページをお願いいたします。

主な歳入でございますが、1款、分担金及び負担金は、市町村からの分担金でございます。

また、2款、使用料及び手数料は、火葬場使用料及び霊柩車使用料でございます。

3款、財産収入は、土地建物貸付収入及び公有財産売却収入でございます。

次に、4ページから5ページをお願いいたします。

主な歳出につきまして申し上げます。

1款でございますが、議会費でございます。定例会や議会運営委員会の開催に係る費用、2款でございますが、総務費におきましては、一般管理費として事務所使用料、企画費としてFMラジオ番組制作・放送業務委託料、PR動画配信業務委託料などであります。

3款でございますが、民生費につきましては、介護認定審査会費の委員報酬、また障害者相談支援センター運営費などが主な支出でございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページでございますが、中段の4款でございます。衛生費につきましては、火葬場費として火葬業務等委託料、地域医療運営費としまして佐久医療センターの救命救急センター及び周産期医療病床に対する補助金などがございます。

5款、教育費につきましては、視聴覚教材、DVD購入費などが主なものでございます。

次に、ページが飛びますが、10ページをお願いいたします。

基金の運用の状況でございますが、下段の(4)広域連合財政調整基金につきましては、市町村分担金の年度間調整のため、消防特別会計も含めまして、年度内に114万6,000円を積み立て、1億2,940万7,000円を取り崩し、令和3年度末現在高は19万3,000円ござ

います。

以上、議案第12号につきまして、ご説明を申し上げました。ご審議のほど、よろしく願います。

◎議案第13号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第13号の説明を求めます。

小林消防長。

〔消防長 小林 透登壇〕

○消防長（小林 透） 議案第13号 令和3年度佐久広域消防特別会計歳入歳出認定につきまして、ご説明を申し上げます。

引き続き、令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算説明書の6ページ下段の表をご覧くださいと存じます。

予算現額23億1,056万円に対しまして、歳入決算額は23億1,056万3,647円、収入率は100%、歳出決算額は23億732万6,038円で、執行率は99.86%でございました。

その結果、歳入歳出差引額323万7,609円をもって決算を終了いたしました。

消防特別会計の主な収入は、市町村からの分担金でございます。ほか、使用料及び手数料等でございます。

7ページをご覧くださいと存じます。

主な歳出につきましては、消防本部費では指令台保守委託料、NET119緊急通報システム使用料、アイソレーター、高機能消防指令センター維持運用機器部分修繕費、消防学校等入校負担金などがございます。

また、消防署費では小諸消防署の高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材購入費、軽井沢消防署の消防ポンプ自動車購入費などがございます。

次に、ページが飛びますが、11ページ中段をご覧くださいと思います。

（7）消防施設整備基金は、令和2年度末現在高1億円に5,000万円を積み立て、1億1,918万5,000円を取り崩し、年度末残高は3,081万5,000円でございます。

以上、議案第13号 令和3年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしく願います。

◎議案第14号、議案第15号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第14号から議案第15号までの説明を求めます。

中澤事務局長。

[事務局長 中澤幸二登壇]

○事務局長（中澤幸二） 議案第14号から議案第15号までの2議案につきまして、順次ご説明を申し上げます。

初めに、議案第14号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

引き続き、決算説明書7ページ下段の表をご覧くださいと存じます。

これは、豊昇園、塩名田苑の2施設の運営に関わる経費でございます。

予算現額5億4,225万3,000円に対しまして、歳入決算額は5億4,226万326円、収入率は100%、歳出決算額は5億4,018万726円で、執行率は99.61%でした。

この結果、歳入歳出差引額207万9,600円をもって決算を終了いたしました。

2施設とも主な歳入はサービス収入でございます。

また、主な歳出につきましては、人件費のほか、給食調理業務委託料、診察・機能回復訓練業務委託料などがございます。

次に、10ページ上段をご覧くださいと存じます。

社会福祉施設に係る基金の運用の状況についてでございますが、(1)佐久広域社会福祉施設財政調整基金は、年度内に8万3,000円を積み立てまして、1億3,349万1,000円を取り崩しまして、年度末現在高は4億4,550万7,295円でございます。

次に、議案第15号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明を申し上げます。

決算説明書は9ページにお戻りいただきまして、中段の表をご覧くださいと存じます。

これは、救護施設清和寮の運営に係る経費でございます。

予算現額2億1,474万1,000円に対しまして、歳入決算額は2億1,480万5,826円で、収入率は100.03%、歳出決算額は2億1,372万2,688円で、執行率は99.52%ございました。

この結果、歳入歳出差引額108万3,138円をもって決算を終了いたしました。

主な歳入につきましては、縣市負担金及び自己負担金でございます。また、主な歳出につきましては、人件費のほか、給食調理業務委託料、診察・機能回復訓練業務委託料などがございます。

次に、10ページ中段をご覧くださいと存じます。

救護施設に係る基金運用の状況でございますが、(2)佐久広域救護施設財政調整基金は、年度中に2万7,200円を積み立て、991万5,000円を取り崩し、年度末現在高につきましては、8,753万1,991円でございます。

以上、議案第14号から議案第15号まで一括して決算概要をご説明申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳澤 潔） ここで、監査委員から一般会計及び各特別会計の決算審査結果の報告を求めます。

柳澤監査委員。

〔監査委員 柳澤 治登壇〕

○監査委員（柳澤 治） 代表監査委員の柳澤でございます。

令和3年度佐久広域連合決算の審査結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本審査は、地方自治法第233条第2項及び同項第241条第5項の規定に基づきまして、佐久広域連合長から審査に付されました、令和3年度佐久広域連合一般会計、消防特別会計、特別養護老人ホーム特別会計、救護施設特別会計の、以上4会計における歳入歳出決算書及び決算附属書類並びに財産に関する調書、また基金の運用状況に関する調書等について、令和4年7月27日、29日、8月2日の3日間にわたり、田中監査委員と審査を行いました。

審査に当たり、上野会計管理者、中澤事務局長、並びに小林消防長をはじめ、関係する担当職員から詳細な内容を聴取するとともに、関係書類を慎重に審査いたしました。

その結果、決算書類及び関係調書等、いずれも関係法令等に基づき作成されており、各会計ともに計数は正確で、予算執行・事務処理及び事業執行は適正であることを認めました。

各会計の執行状況及びこれらに対する意見につきましては、既に広域連合長宛てに提出いたしました決算審査意見書に述べたとおりであります。

皆様のお手元に配付されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

一人一人が広域連合職員としての自覚と責任を持ち、住民の安心安全と福祉の向上に向け、職務に精励いただくことをお願いし、決算審査の結果報告といたします。

◎議案第16号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第16号の説明を求めます。

中澤事務局長。

〔事務局長 中澤幸二登壇〕

○事務局長（中澤幸二） 議案第16号 令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案つづり7ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,178万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億3,578万6,000円としようとするものでございます。

次に、4ページから5ページをお願いいたします。

歳入の主な補正につきましては、令和3年度最終専決補正で財政調整基金に積み立てました市町村分担金不用額と、令和3年度決算に伴う繰越金について、財政調整基金から繰入れし、本年度の市町村分担金と調整するもので、4款、繰入金で財政調整基金からの繰入金3,666万6,000円、5款、繰越金で45万7,000円をそれぞれ増額し、1款、市町村分担金2,893万6,000円を減額しようとするものです。

また、7款、県支出金につきましては、地域発元気づくり支援金の交付決定に伴いまして、359万9,000円を増額しようとするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款、総務費は、前年度繰越金について、財政調整基金へ積立てを行うもので、4款、衛生費では年度間調整ができない食肉流通センター事業費の前年度市町村分担金不用額1,132万9,000円を食肉センター事業費返還金として市町村へ支出するものでございます。

以上、議案第16号について、ご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第17号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第17号の説明を求めます。

小林消防長。

[消防長 小林 透登壇]

○消防長（小林 透） 議案第17号 令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案つづり8ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ23万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,423万7,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款、分担金及び負担金の減額から、5款、繰入金の増額につきましては、令和3年度最終専決に伴う市町村分担金不用額、本年度分担金の調整でございます。

6款、繰越金は、前年度繰越金の確定による増額でございます。

8款、国庫支出金は、北部消防署の高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材購入に伴う交付金確定によるものでございます。

歳出につきましては、1款、消防本部費、前年度繰越金について、財政調整基金への積立てをお願いするものでございます。

また、2款、消防署費は、収入で説明いたしました交付金を特定財源により充当し、一般財源を減額するものでございます。

以上、議案第17号 令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第18号、議案第19号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第18号から議案第19号までの説明を求めます。

中澤事務局長。

〔事務局長 中澤幸二登壇〕

○事務局長（中澤幸二） それでは、議案第18号及び議案第19号につきまして、順次ご説明を申し上げます。

初めに、議案第18号 令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案つづり9ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,107万8,000円としようとするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳入につきましては、5款、繰越金に豊昇園、塩名田苑ともに前年度決算に伴う増額をお願いするものです。

次に5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款、民生費に豊昇園、塩名田苑ともに、前年度決算に伴う財政調整基金積立金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第19号 令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案つづり10ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億3,008万3,000円としようとするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳入につきましては、6款、繰越金に、前年度決算に伴う増額をお願いするものでございます。

歳出につきましては、1款、民生費に、前年度決算に伴う財政調整基金の積立金増額をお願いするものでございます。

以上、議案第18号及び議案第19号につきまして、一括してご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第4 一般質問

○議長（柳澤 潔） これをもって、全議案に対する説明は終結いたしました。

日程第4、一般質問を行います。一般質問の通告者は、8番、内藤祐子議員、1名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も答弁者も要旨を要約し、円滑な議事進行について、ご協力をお願いいたします。

内藤祐子議員の質問を許可します。8番、内藤議員。

〔8番 内藤祐子登壇〕

○8番（内藤祐子） 皆さん、こんにちは。8番、内藤祐子です。

9月27日は、世論を二分したまま安倍元総理の国葬が強行されました。実は、この9月27日は、1977年、今から45年前、横浜緑区の住宅街に、厚木基地から飛び立ったアメリカ軍海兵隊偵察機、ファントムが墜落した日でもあるんです。

乗員2人はパラシュートで脱出し、家屋20戸は炎上、破壊し、一般市民9人が負傷、3歳と1歳の兄弟が亡くなり、後に母親も亡くなった事件は、本当に衝撃的なものでした。

この絵本をご覧になった方、いらっしゃるかと思うんですが、とても涙なしに子供たちに読んでやることができなかつた記憶がまざまざとよみがえります。

改めて、犠牲になったゆう君、やす君、土志田和枝さんに思いをはせ、今回の質問に入りたいと思います。

最初に1として、「佐久地域上空での米軍機飛行訓練の中止を」として質問したいと思います。

まず、米軍機訓練飛行の現状認識について伺います。

これまでもずっと佐久地域上空での米軍機訓練は行われてきました。その中で、とりわけ、2019年、令和元年5月30日、佐久の上空を米軍横田基地所属のC130輸送機2機が低空飛行したことは、多くの方が恐怖とともに記憶しているのではないかと思います。

私たち、共産党佐久市議団等の調査チームでの計測で、1機は215～230メートル、もう1機は230～290メートルの高度で飛行したことが分かりました。

日米合同委員会の合意では、日本の航空法の安全高度を適用としており、住宅密集地で周辺の建物上端から300メートル、住宅のない地域で地上150メートルと規定されていて、明らかに日米合意違反であったことは確かです。

マスコミでも多く取り上げられ、今日配付させていただいてありますけども、資料1にあるように、10月1日付で長野県知事、長野県市長会会長、長野県町村会会長名で国にしっかりと要請されているものです。

資料1をご覧ください。要望書の中の項目を資料としています。米軍機の訓練ルートや訓練が行われる日について、必ず速やかな事前情報提供を行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上

で実施するよう、十分な配慮を行うこと。

国として、在日米軍に次の事項を強く求めること。（１）米軍機は県内上空を飛行する際は、飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項を重視し、消防防災ヘリ、ドクターヘリ等の安全な運航に影響を与えないこと。（２）米軍機は県内の市街地やスキー場等、観光地の上空の飛行を避けること。（３）米軍機は県民や観光客に不安や恐怖を抱かせるような飛行は厳に慎むこと。

3として、日米地位協定を見直し、航空法などの国内法を原則として米軍にも適用させることとして、10月1日に3者名で提出されたものです。

その後も低空飛行は続きました。今年5月にも、バルーンフェスティバル開催中に飛行を目撃した方も多くいらっしゃるかと思います。

県はその直後、5月17日に、防衛省北関東防衛局を訪れ、要請を行っています。それが資料2になります。これは、県のプレスリリースから出したものですが、これについては昨日、危機管理部危機対策幹が防衛省北関東防衛局を訪問し、管理部業務課長に対し、県民や観光客の安全・安心に影響を及ぼすことがないよう、行動要請を行いましたとして、要請事項は大きく2項目です。

米軍機の訓練ルートや訓練が行われる時期について、必ず速やかな事前情報提供を行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施するよう、十分な配慮を行うこと。

2として、在日米軍に次の事項を強く求めること。（１）米軍機は、県内上空を飛行する際は、飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項を遵守すること。（２）米軍機は、県内の市街地や観光地の上空の飛行を避けること。（３）米軍機は、県民や観光客に不安や恐怖を抱かせるような飛行は厳に慎むこと、と改めて申入れを行ったわけです。

これに対して、初めて返答がありました。それが資料3です。

令和元年10月1日に、市長会、町村会と連名で防衛省等に宛てて要請し、本年5月11日にも別紙プレスリリースのとおり、県から防衛省北関東防衛局に対し、再度口頭要請した内容のうち、下記事項について、5月26日に北関東防衛局から回答がありました。

その回答内容は、簡単な2項目です。

令和4年5月9～12日の間、佐久市上空等で確認された戦闘機は、米軍機の訓練飛行によるものである。2、今後、大きな演習等で米軍機の訓練飛行がある場合は、北関東防衛局のホームページで演習等について事前情報の提供を行う。その2点が回答として出された、これがその資料です。

事前に情報を提供するという事は、一定の前進があったと認識していますが、要請の回答としては全くかみ合っていないという状況ではないか。こうした流れの中で、目撃や騒音等の情報を佐久市危機管理課、長野県危機管理防災課へ連絡することで、情報集約の形は今できています。

しかし、佐久地域が横田基地の訓練区域となっているのに、佐久地域としての集約が必要ではないかと思しますので、今回具体的な質問をしたという経過です。

アとして、今年度、佐久地域として米軍機の目撃情報、苦情等は把握しているのか、伺います。

また、今年8月、これまでも事故率が高く、危険性を指摘されてきたオスプレイCV22が、不具合が続き、一旦飛行停止となっています。それが、瞬く間に9月2日に運転再開が決定され、不安が大きくなっているものです。イとして、CV22オスプレイの飛行停止・再開の経過についてどう考えているのかお伺いします。

次に、(2)として、佐久の上空の現状認識について伺います。

資料4をご覧ください。ここにあるように、佐久地域が横田基地のさまざまな訓練エリアになっていることは明白です。ホテルエリアと、また米軍機の飛行訓練ルート、ブルールートが近いところにあるということで、このルートが真上を飛んでいるというわけではないので、様々なものが佐久のほうにも来ているということが確認していることです。県内でも、米軍機の低空飛行、騒音の問題が、佐久地域で多いということです。

アとして、その横田基地エリアの範囲、その現状についての見解を伺いたいと思います。

次に(3)として、佐久地域の住人の安全・安心を確保することが課題と考えています。声を上げれば、少しずつでも前進、変化はあるということが分かりましたので、以下、アとして、県や市町村長の要請や対応について。イとして、住民からの騒音等に対する問い合わせをどこにどう集中させればいいのか、その周知を検討できないか。ウとして、佐久上空での訓練の中止を求めるべきではないか。以上を1番の質問としたいと思います。

次に、大きな2として、高齢者福祉について伺います。

介護施設の人員配置基準を、現行3対1から4対1への引き下げが模索されているわけですが、これの反対を求めて質問したいと思います。

昨年、2021年12月20日、政府の規制改革推進会議において、介護施設の人員配置基準の現行3対1から4対1に引き下げる議論が行われました。配置基準のカウントは、政府の全世代型社会保障検討会議でも打ち出されていて、大いに危惧しているところです。

回答は、見守りセンサーといったICTや介護ロボットも導入することで、仕事の負担を軽減すれば人員配置基準を引き下げられるということで、今年6月から実証事業が開始されてきました。

こうした国の動向に、東京都社会福祉協議会の高齢者福祉協議会では、いち早く職員にアンケート調査を実施し、その結果、7割の職員からこの事業には反対だという声が寄せられています。

その内容は、主には、現在の3対1基準より手厚い対応をしている、それはなぜなのかという状況だとか、ICT活用で同じ水準のケアを提供できるのかといった内容のアンケートがなされました。機械で省力化はできるが人の代わりにはならない、職員1人への負担が増える等々の回答があったと聞いています。

現実的には、慢性的なこの分野、人手不足、なり手不足の状況があります。

そこで(1)として、まず現状の配置基準3対1で十分と考えているのか。アとして、現場の声は把握しているのか。イとして、現状の介護職の待遇はこれで十分と考えているのか。ウとして、

現状の介護サービスはこれで十分と考えているのか。

(2)として、そんな中での国の方針について伺います。アとして、ICT・介護ロボット導入は、人員配置基準引き下げの根拠として妥当と考えるか。イとして、実証事業中の今から、基準引き下げ反対の声を上げていくべきではないか。以上を質問したいと思います。ここからは以上です。

○議長（柳澤 潔） 内藤議員、本の紹介をしてください。この本って言っている、書名を教えてください。議事録に載せるので。

○8番（内藤祐子） これは、早乙女勝元さんが原作を書いている「パパママバイバイ」という、その当時、その数年後に出された絵本なんです。

装丁はいろいろ出されていますけれども、その後も増刷されて今に至っている。以上です。

○議長（柳澤 潔） 中澤事務局長。

〔事務局長 中澤幸二登壇〕

○事務局長（中澤幸二） それでは、内藤議員にご質問いただいております、佐久地域上空での米軍機訓練の中止につきまして、(1)「米軍機訓練飛行の現状認識について」、2点のご質問にお答えいたします。

初めに、「今年度の目撃情報、苦情等は把握しているか」とのご質問でございますが、こちらにつきましては、長野県へ確認をさせていただいておりますが、4月1日から9月16日までの佐久圏域の航空機の騒音や目撃等に関する問い合わせ件数は、187件ございました。

この市町村別になりますけれども、小諸市が17件、佐久市が160件、佐久穂町が4件、軽井沢町が3件、御代田町が2件、立科町が1件でございます。

特に、5月9日から13日にかけて、米軍機の低空飛行訓練の影響による問い合わせが176件と集中しておりました。

その問い合わせの内容としまして、「とても怖かった」でありましたり、「毎日騒音が聞こえて不安であった」、また「飛行が何の目的でどこへ飛んでいくのか」などございました。

続きまして、「CV22オスプレイの飛行停止・再開の経過をどう考えるか」のご質問でございます。

米軍機の飛行に関しましては、我が国の安全保障に深く関わることから、基本的に国が責任を持って対応すべき問題であると考えております。

また、CV22オスプレイに限らず、佐久圏域の上空を飛行する航空機の対応に係る安全性等の確保や、情報公開の徹底などの様々な問題につきましても、基本的に国の責任において対処すべき専管事項であると考えております。

続きまして、(2)の「佐久の空の現状認識について」でございます。

CV22オスプレイ訓練空域は、防衛省の「CV22オスプレイの横田飛行場配備に関する環境レビュー」によりますと、県内では東信から北信にかけての一部が、自衛隊の高高度訓練空域で、

高度7,000メートルまでの範囲となっており、それが通称エリアH、先ほど内藤議員からもご説明がございましたが、エリアHというもので、ここがオスプレイの訓練空域ともなっております。

佐久圏域でこの空域に含まれます市町村でございますが、小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町の7市町がエリアに該当する状況でございます。

引き続きまして、(3)の「住民の安心・安全を確保するために」について、3点のご質問にお答えいたします。

初めに、県や市町村長の要請や対応についてのご質問でございますが、先ほど内藤議員のご説明でもございました、令和元年5月、佐久市上空を米軍機C130輸送機が低空飛行した問題を受けまして、令和元年10月1日に長野県知事、長野県市長会会長、長野県町村会会長の3者連名によりまして、防衛大臣と外務大臣に対し「米軍機の低空飛行訓練等に係る要請」を行いました。

その要請実施者として柳田連合長が佐久市長として出席し、要請書を提出したところでございます。

先ほど内藤議員のご説明にもありましたとおり、その要請内容につきましては5点ございました。

重複しますが、主なものにつきましては「米軍機の訓練ルートや訓練時期について、事前情報提供を行う等、十分な配慮を行うこと」や、「日米地位協定を見直し」等でございます。

続きまして、本年5月11日に県が防衛省北関東防衛局を訪問し口頭要請した内容についてお答えいたします。

こちら、先ほど内藤議員のほうからご説明がございましたとおり、県が防衛省北関東防衛局を訪問し、これまでの要請を踏まえまして、改めて4点について要請しております。

内容は、1点目として「実施に際し十分な配慮を行うこと」、2点目として「日米合同委員会合意事項の厳守をすること」、3点目として「市街地や観光地上空の飛行を避けること」、4点目として「不安や恐怖を抱かせるような飛行は厳に慎むこと」を口頭で再度要請したものでございます。

次に、「住民から騒音等に関する問い合わせの周知を」のご質問でございます。

住民より航空機の騒音等に関し苦情や問い合わせがあった場合には、県が定めました「航空機騒音等に関する情報収集について」に基づき、市町村は内容を聞き取り、県へ照会を行い、県は関係機関である防衛省北関東防衛局と自衛隊長野地方協力本部へ照会をし、その照会に基づき回答を得るという、県内で統一されたルールがございます。

回答を得た市町村は、ホームページ等により住民に周知しておりますが、既に県内で統一されたルールがあることから、佐久広域連合としては、市町村と連携し、状況把握を行っていきたくと考えております。

最後に、「佐久上空での訓練中止を求めるべきではないか」のご質問でございます。

佐久圏域の上空を飛行するCV22オスプレイに限らず、航空機全般も含まれますが、現に住民の皆様の中には不安を感じる方もいらっしゃることから、飛行の安全性や訓練内容など詳細につい

て、国が関係市町村や住民に十分な説明を行うことが不可欠であると考えております。以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 柳田連合長。

〔連合長 柳田清二登壇〕

○連合長（柳田清二） ただいま内藤議員からご質問がありました内容につきまして、中澤事務局長からご答弁を申し上げたとおりでございます。

ここで少しお願いを申し上げたいと思います。この米軍機と航空機の騒音の問題というのは大変重要な問題で、地域住民の大変大きな関心事となっているところであります。

一方、佐久広域連合一般質問につきまして、会議規則をたどりますと、広域連合事務に関することが一般質問の対象となっています。今回のこの案件につきましては、過去もこの議場でご質問があり、お答えをしているので、大変な重要な案件でもありましたので、今回お答えをさせていただいたところなんでございますけれども、基本的にはこれは各市町村で行っている対応を全部集めて、伝聞でお答えしているという形なんです。つまり、佐久広域連合の事務ではないことです。

実際に、この騒音の問題というのは、国、県、市町村との連絡についての申合せとすれば、北関東防衛局から長野県の危機管理部に連絡が入ります。そして、長野県の危機管理部から各市町村の危機管理担当への連絡を取る。また、市町村において、この案件については、課題がある場合はその逆ルートでいくという形になります。各市町村から県の危機管理部、危機管理部から防衛省北関東防衛局のほうにいくという形になりますので、繰り返しになりますが、広域連合の事務ということではない状況です。

この中で、大変地域の皆さんの関心事、例えばこの騒音問題以外にも、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、大変多くの皆さんが関心を持っていますけれども、これは市長村事務になります。でありますので、この広域連合議会においては、一般質問にはなじまないものと考えています。

つきましては、この問題については各市町村でしっかり対応していきたいと考えております。一方で、今申し上げた広域連合事務ではない中においては、でき得れば、議長のもとで、議会運営委員会等におきまして、一般質問の質問に資する内容であるかどうかについて整理をいただいて、その中でルールに従って私どもはお答えをしていきたいと思っておりますので、ぜひ議長さんのもとで、少し整理をしていただけたら大変ありがたいと思っております。今回はお答えさせていただいたわけなんですけど、そんなところでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（柳澤 潔） ただいま、柳田連合長から一般質問の質問することができる内容についての発言がありました。

つきましては、次回の議会運営委員会で協議願いたいと思います。

中澤事務局長。

〔事務局長 中澤幸二登壇〕

○事務局長（中澤幸二） それでは、引き続きまして、ご質問いただいております「介護施設の人員配置基準4対1の引き下げに反対を」につきまして、順次お答えさせていただきます。

まず（1）の「現状の基準3対1で十分か」について、3点のご質問に順次お答えいたします。

答弁に先立ちまして、現在の関連する国の制度について、若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

現在の介護施設の人員配置基準につきましては、介護施設が適正で安全なサービスを提供するのに必要な人員として、「入所者3人に対して1人の介護職員か看護職員を配置しなければならない」と規定されております。

この基準について、現在内閣府の規制改革推進会議では、人員配置基準の柔軟化要請があったとして、介護施設、これは有料老人ホームでございますが、介護職員配置基準の見直しや、ICTや介護ロボットを活用した基準の4対1への条件緩和、この提案をしておるところでございます。

また、厚生労働省においては、こうした見直しの提案を背景に、テクノロジー活用による介護の質の確保や、介護職員の負担軽減に関する実証事業を、今年度から開始しておるところでございます。

今後は、実証事業の検証を行った上で、基準の緩和を検討するという方向で進められているものと承知しております。

それでは初めに、「現場の声は把握しているか」のご質問でございます。

政府が実施しておりますテクノロジー活用による介護の質等に関する実証事業においては、現在実施中でございます。

具体的な内容等が公表されていない現段階におきまして、広域連合としましては、制度改正の検討内容について積極的に現場職員に意見を聞くことはしておりません。

ただし、介護現場では、入所者へのサービスの質を保持しつつ、業務の効率化を図り、その上で職員への負担を軽減できないかなど、常日頃から業務内容の日課の見直しを検討しております。

また、施設で毎月開催している会議でありましたり、事務局も参加した施設長会議を毎月開催するなど、組織的に現場の声を把握し、共有するよう努めておるところでございます。

次に、「現状の介護職の待遇は十分と考えているか」のご質問でございます。

介護現場における離職率の高さや、他業種との賃金格差などの深刻な状況が浮き彫りになり、賃金面での待遇を改善するため、平成21年10月より、介護職員処遇改善交付金制度が開始されておりました。こちらについては、公費を財源として始まった交付金でございますけれども、その後、介護報酬に組み込まれまして、平成24年4月からは、介護職員処遇改善加算となっておりますところでございます。

佐久広域連合におきましては、交付金の開始時より、当時の臨時職員、また現在の会計年度任用

職員に対しまして、処遇改善一時金の支給を行うとともに、介護職員全体では算定要件となる職員研修の実施などのキャリアアップの取組により、処遇の改善を行ってまいりました。

なお、介護職全般につきましては、令和3年12月に公的価格評価検討委員会が取りまとめをしております。その中間整理の中で、処遇改善の方向性において、「介護職の賃金は全産業平均から乖離があり、さらなる処遇の改善に取り組むべきである」とされております。

このことから、介護職の処遇につきましては、国においても今後の改善に向けての制度改正等があることが考えられます。

佐久広域連合におきましては、制度及び関係法令等に沿い、その時点での現状を踏まえつつ、介護職の処遇改善に努めてまいります。

最後に、「現状の介護サービスは十分と考えているか」のご質問でございます。

佐久広域連合が運営する老人ホームに入所されている方の介護度は重度化をしており、日常生活における介助の割合も高い状況が続いておりますが、職員のマンパワーによりまして、入所されている皆様が、その能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者個々の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めております。

また、看取りの充実にも重点を置いて取り組み、ご家族の皆様などからも感謝のお言葉をいただいております。

今後も引き続き、施設や地域の特性を考慮しつつ、常にサービスの向上を目指した取組に努めてまいります。

続きまして、(2)国の方針について、2点のご質問にお答えいたします。

初めに、「ICT・介護ロボット導入は人員配置基準引き下げの根拠として妥当と考えるか」のご質問でございます。

今回、厚生労働省で実施しております実証事業は、介護現場における人材不足への対応策や、職員の負担軽減を検証するべく、進められているものと認識しております。

これまで、国においては介護職員の処遇改善、介護職の魅力向上、外国人介護職員の受入れ環境整備など、介護人材確保対策に取り組んでおりますが、介護職場における人材不足はいまだに解消されず、今後高齢化が進む中において、この問題がさらに深刻化するために講じられた対応であると考えております。

この実証事業によりまして、ICTや介護ロボットの導入など、介護現場にテクノロジーを活用することによりまして、サービスの質を低下させることなく、現場の業務の効率化や職員の負担軽減にどのようにつなげていくかなど、十分検証されると思われま。

いずれにいたしましても、実証事業の結果と今後の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、「実証事業中の今から基準引き下げ反対の声を上げるべきではないか」のご質問でございます。

先ほども述べましたとおり、今回の実証事業の目的は、ICTや介護ロボットの導入など、介護現場にテクノロジーを活用することにより、サービスの質を低下させることなく、現場の業務の効率化や職員の負担軽減が図れるかどうかを検証するもので、職員の配置基準の引き下げありきの実証事業ではないと認識しておるところでございます。

したがいまして、実証事業の結果と今後の動向に注視をし、佐久広域連合としても独自に情報収集に努めつつ、会員となっている全国老人福祉施設協議会や、長野県高齢者福祉事業協会との連絡を密にし、必要な時期に適切な対応をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） 先ほど、連合長のほうからかなり制限のことを言っていて、確認されました。

私も全く承知してなくて、これまでの議事録も全部検索させていただいて、先輩議員が取り上げてきた課題であるということと、それから基本的にはこの住民福祉の向上というのが、どこでも大きな位置づけだろうと思いましたので、取り上げてきたんですけども、そうすると、会議規則にのっとるということになれば、これから先進めている福祉施設、特養、それから清和寮、民間移行を進めていくということになれば、そのあかつきには、この会議規則にのっとれば、質問で取り上げることができるのが消防事業だけということになります、それは今の会議規則における基本だという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（柳澤 潔） 柳田連合長。

○連合長（柳田清二） あまり質問の対象というのは制限すべきではないというのは、私は議会運営をする上での態度だと思うんです。

ただ、会議規則上でいうと、その会議規則の中で一般質問の対象です。「連合の一般事務について議長の許可を得て質問することができる」、これが一般質問の定義です。

そして、この広域連合の一般事務の定義につきましては、佐久広域連合規約の第4条に規定があります。でありますので、この4条の中に入る内容、それは今お話しになられた広域の消防以外にも、16項目にわたって触れています。でありますので、こういったものについては、国防とか防衛ということについては触れていないと。

それで、どう理解するかということは会議の中で会議規則で決めていくことなので、私どもとすれば、少し整理をしていただきたいというお願いを申し上げさせていただきました。

その取扱いについては、議長のもと、議会運営委員会で決められるという形になると思います。

ただ、私どもがお願いしたいのは、先ほど例に出しましたけれども、広域の住民に大変重要なことだという定義でやってしまうと、何でもできてしまうんです。それで、実際には職員が限られている中において、この問題についても担当している職員というのはいないんです。そういうことは事務ではないですから。

例えば、先ほども例に出しましたが、ワクチン接種というのも全住民に関係があるんです。全住

民に関係がありますけれども、担当している職員はいないんです。となると、質問された場合は全部調べてやらなければいけないということになると、やはり事務の範囲に限るとというのが、私は一般的な考え方だと思います。

ですので、その事務の内容はこの連合規約にあるので、それらを踏まえた上で議会の皆様にお決めいただくと、それに私どもは従っていきたいと思いますので、議長にそういうお願いをさせていただきますと、そういうことになります。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） 具体的なところでは、ぜひ議運のほうにも提案させていただきたいなと思いますし、そう考えると、これまでやってきた小諸養護学校の問題ですとか、様々地域に関わる裁判所の問題とかも、一般質問の対象としては外れていくのかなという感じもありますので、私もさらに勉強を深めさせていただきながら、議運のほうに提案させていただきたいなと思います。

では、時間もないので、質問の2のほうでお伺いしたいと思います。先ほどもありました、マンパワーで今現場でいろんなところを回している。本当に介護職の現場というのはそうなんだろうなと思います。数字だとか基準だけで進められるようなものではないし、ましてや公的な福祉事業所においては、民間で対応し切れない、やはり困難事例の場合を受けるところが多いんだろうなという認識をしているんです。

そういう意味では、その介護の負担を軽減、今現状負担を軽減するために機械化をすとか、ICTを活用する、介護ロボットを使っていく、そういうことが負担軽減の一助としては大きな意味があると思っています。

でも、これから先、国の動向を非常に心配しているんですけども、それを入れることによって配置基準を下げる根拠にされていくというのは非常に歯がゆいし、本来の目的と違ってくるんだろうなと思っています。

人に対して介護職、人に対していろんな支援をしていくのは、やっぱり感情のある、顔のある人が担うべき分野だろうなというふうに、様々な分野で感じているところなんです。

ですので、逆に言うと、負担軽減のために本来国等の支援で機械等を導入することができるようなことが、本来あるべきだろうと思っています。

それが、先ほどの答弁の中で、ここで単体で反対の声、のろしを上げろなんて言っているわけではないし、こういうことがまず知られることが大事だし、そのことによって多くのところから、底辺から声を上げていって、方向性を出していくというのが大事だと思っていますが、先ほど連絡協議会等々、様々な連絡会があると思います。その中でぜひ中心になって、こういうことがある、ぜひこういうことで改訳されることがないようにという、呼びかけるような存在であってほしいと思っています。ですので、そんな提起をするというような立場に立つということは、今答えられますか。

○議長（柳澤 潔） 柳田連合長。

○連合長（柳田清二） 議員のお話しになられることもよく分かります。実際に機械化が進んだり、ロボットが出てきたり、あるいはその建物自身の建てつけというもので、とても体に負担が軽くなるようなこともあると思いますので、そういうふうな合理的な改革が進んでいく、技術、テクノロジーが進んだときに、配置基準というものが3対1から4対1になるようなことはあるかもしれない。

しかしながら、お話しになられるように、そういったものが明らかにならないにもかかわらず、3対1から4対1に変わっていくようなことは好ましくないことだと思います。

一方で、そういったものが進んでいった折には、これだけの人手不足ということ、私どもも大変に人を集めなければいけないという労力があります。そういう意味では、テクノロジーが進んだときに配置基準を下げるということがあっていいと思いますが、それが不十分にもかかわらず、3対1から4対1になることによって現場が困窮に陥る、これはあってはならないことだと思っております。

しかしながら、今の段階でそのことについて事を起こして、国はこれをやってはならないぞというようなところまでは、私どもとしては考えが至っていない中で、内容を見ながら、議員のほうでも、もしそういう動きが、疑問があるようなことがあったら、これは一般事務の中でございますので、ご質問をいただいて、一緒に行動できればさせていただきたいと思っております。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） 本当に、住民一人一人のところに負担になることがないように、私も全面的に協力していくつもりがありますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（柳澤 潔） 内藤議員の質問は以上で終結いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

◎日程第5 議案質疑

○議長（柳澤 潔） 日程第5、これより議案の質疑を行います。

初めに、議案第12号 令和3年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

よって、議案第12号の質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 令和3年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行い

ます。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第13号の質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終結いたします。

次に、議案第15号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

よって、議案第15号の質疑を終結いたします。

次に、議案第16号 令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

順次発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

よって、議案第16号の質疑を終結いたします。

次に、議案第17号 令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

順次発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第17号の質疑を終結いたします。

次に、議案第18号 令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

順次発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第18号の質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

順次発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第19号の質疑を終結いたします。

◎日程第6 議案委員会付託

○議長（柳澤 潔） 日程第6、議案の委員会付託を行います。

付託委員会につきましては、議会運営委員会でご協議願っておりますので、議案付託表のとおり付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに決しました。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。

再開は、委員会審査終了次第といたします。

暫時休憩いたします。

（午後 3時00分）

○議長（柳澤 潔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議期間は延長することに決しました。

（午後 4時37分）

◎日程第7 付託議案の委員長報告

○議長（柳澤 潔） 日程第7、付託議案の委員長報告を行います。

初めに、総務委員会に付託した議案について、総務委員長から報告願います。

1 番、清水総務委員長。

〔総務委員長 清水喜久男登壇〕

○総務委員長（清水喜久男） 本定例会において、当委員会に付託されました議案について、その審査の結果をご報告申し上げます。

議員各位のお手元にご配付されております委員会審査報告書にもありますとおり、議案第 1 2 号 令和 3 年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定について中、所管事項について、審査結果、原案認定。

議案第 1 3 号 令和 3 年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、審査結果、原案認定。

議案第 1 4 号 令和 4 年度佐久広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について中、所管事項について、審査結果、原案可決。

議案第 1 7 号 令和 4 年度佐久広域消防特別会計補正予算（第 1 号）について、審査結果、原案可決。

なお、いずれの議案も全会一致により原案認定及び可決と決しました。

以上で総務委員長報告を終わります。

○議長（柳澤 潔） 総務委員長から報告がありました 4 件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

〔総務委員長 清水喜久男降壇〕

なお、議案第 1 2 号及び議案第 1 6 号につきましては、各常任委員会委員長報告終了後、討論、採決いたしますので、ご承知願います。

これより、議案第 1 3 号、議案第 1 7 号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第 1 3 号 令和 3 年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は原案認定であります。

本案は、総務委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は総務委員長報告どおり、認定されました。

次に、議案第17号 令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

総務委員長の報告は原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は総務委員長報告どおり、可決されました。

次に、経済建設保健衛生委員会に付託した議案について、経済建設保健衛生委員長から報告願います。

10番、有坂経済建設保健衛生委員長。

〔経済建設保健衛生委員長 有坂辰六登壇〕

○経済建設保健衛生委員長（有坂辰六） 本定例会において、当委員会に付託になりました議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

お手元に配付されております委員会審査報告書にもありますとおり、議案第12号 令和3年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定について中、所管事項について、当委員会は原案認定するものと決しました。

次に、議案第16号 令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）について中、所管事項について、当委員会は原案可決するものと決しました。

なお、いずれの議案も全会一致であったことを申し添えます。

以上で報告を終わります。

○議長（柳澤 潔） 経済建設保健衛生委員長から報告がありました2件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

〔経済建設保健衛生委員長 有坂辰六降壇〕

次に、社会文教委員会に付託した議案について、社会文教委員長から報告願います。

7番、神津社会文教委員長。

〔社会文教委員長 神津 正登壇〕

○社会文教委員長（神津 正） 社会文教委員会における審査結果をご報告申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました議案は、計5件であります。

お手元の委員会審査報告書にありますとおり、議案第12号 令和3年度佐久広域連合一般会計

歳入歳出決算認定について中、所管事項について、審査結果は原案認定。

議案第14号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について中、審査結果は原案認定と決しました。

議案第15号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定については、審査結果、原案認定と決しました。

議案第18号 令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）については、審査結果、原案可決。

議案第19号 令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）については、審査結果、原案可決と決しました。

なお、いずれの議案も全会一致であったことを申し添えます。

以上で社会文教委員長報告を終わります。

○議長（柳澤 潔） 社会文教委員長から報告がありました5件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

〔社会文教委員長 神津 正降壇〕

○議長（柳澤 潔） これより、議案第14号、議案第15号、議案第18号、議案第19号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第14号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は原案認定であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は社会文教委員長報告どおり、認定されました。

次に、議案第15号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は原案認定であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は社会文教委員長報告どおり、認定されました。

次に、議案第18号 令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は社会文教委員長報告どおり、可決されました。

次に、議案第19号 令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は社会文教委員長報告どおり、可決されました。

これより、議案第12号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第12号 令和3年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

各常任委員会委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各常任委員会委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は各常任委員会委員長の報告のとおり、可決されました。

これより、議案第16号について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第16号 令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを採決いた

します。

総務委員会委員長及び経済建設保健衛生委員会委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員会委員長及び経済建設保健衛生委員会委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は総務委員会委員長及び経済建設保健衛生委員会委員長の報告のとおり、可決されました。

以上で、各常任委員会の付託議案は終了いたしました。

なお、先ほど配付いたしました経済建設保健衛生委員会の審査報告書に誤りがありましたので、訂正をして配付をいたしましたので、差し替えをお願いいたします。失礼いたしました。

◎日程第8 閉会宣告

○議長（柳澤 潔） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和4年佐久広域連合議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時50分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長 柳 澤 潔

署 名 議 員 内 藤 祐 子

署 名 議 員 有 坂 辰 六